

添付書類確認シート

下記①～⑤の書類を被害状況別紙とともに申請書に添付してください。

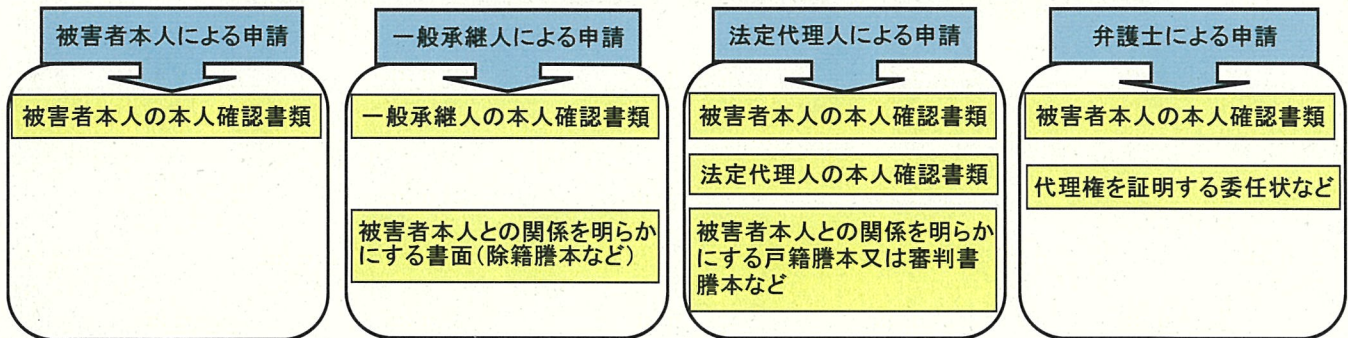
① 本人確認書類

官公庁等から発行されたもの又は法令に基づいて発行されたもので、申請書に記入した氏名、住所、生年月日が記載され、**申請の日に有効なもの**の写し(裏面で記載事項の変更がされているときは裏面も)

(例) ●運転免許証 ●マイナンバーカード ●国民健康保険被保険者証 ●旅券 ●年金手帳などの写し
(個人番号を黒塗りのもの)

被害者本人以外による申請の場合、申請日前6か月以内に作成された附票を含む戸籍謄本又は抄本あるいは除籍謄本又は抄本**(写しは認められません)**が必要となります。

※ 申請人別の必要となる本人確認書類は、次のとおりです。



※ 本人確認書類(上記①)の補足資料が必要となる場合

例えば、婚姻や転居などによって、本人確認書類に記載されている**氏名、住所の記載事項が被害当時や現在と異なっている**場合(例 運転免許証の記載事項を変更していない場合など)には、以下のような補足資料が必要となります。

(氏名が異なる場合)

被害者本人であることの確認や被害者との関係の確認ができないため、給付ができなくなる可能性があります。

このような事態を防ぐため、**変更過程がすべて確認できる戸籍謄本又は抄本の写し**の提出をお願いします。

(本人確認書類で戸籍謄本、抄本又は除籍謄本を提出され、内容が重複する場合は必要ありません。)

(住所の変更のみの場合)

住民票の写し、申請書に記載された氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている公共料金の領収書等の写しなどが必要となります。

② 支給を受けようとする金額が確認できる書類

被害金額の振込等を行ったことを明らかにするため、犯人に振込等をしたことがわかる**預貯金通帳、振込明細書、領収証の写し**などを添付してください。

③ てん補又は賠償を受けた金額が確認できる書類

犯人や弁護士又は振込先の金融機関などから一部被害弁償等を受けている場合は、**その金額を特定できる示談書や領収証、通帳などの写し**を添付してください。

④ 他の申請人との間で合意があることが確認できる書類

他の申請人(又は申請人となるべき者)との間で、各人が支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合について合意がある場合には、その**合意書面などの写し**を添付してください。

⑤ 申請人名義の預貯金口座であることが確認できる書類

通帳(金融機関・支店名、預金種目、口座名義人、口座番号等が記載されている部分)の写し又はキャッシュカードの写し(名義人、口座番号等が読み取れるように作成願います)を添付してください。